

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-16〕

## 第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の3つの表現活動（表現活動1、表現活動2及び表現活動3。以下「本件表現活動」という。）は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

### 記

#### （表現活動1）

平成28年7月に大阪市内で行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

#### （表現活動2）

本件表現活動1を行うとともにインターネット上のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の中の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ1」という。）において本件表現活動1の内容を生中継動画により配信・公開し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」という。）

#### （表現活動3）

本件表現活動1を行ったものが、本件表現活動1の生中継動画を録画した動画（以下「本件録画」という。）を、本件ウェブサイトの中の特定のウェブページ（以下、「本件ウェブページ2」という。）に掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動3」という。）

## 第2 結論に至った理由

### 1 本件表現活動2及び本件表現活動3の調査審議対象について

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）が提出した申出書によると、申出の対象としては、本件表現活動1ないし本件表現活動1の内容を配信・公開した行為である旨が記載されている。

しかし、本件表現活動2が配信・公開された本件ウェブページ1及び本件

表現活動3が配信・公開された本件ウェブページ2には、不特定の者から投稿されたコメントも、併せて表示されていた。

そこで、本件表現活動2及び本件表現活動3の調査審議対象をどの範囲とすべきかについて検討し、次のとおりとした。

本件表現活動1の内容を生中継動画により配信・公開した行為（以下「本件生中継行為」という。）に係る生中継動画（以下「本件生中継動画」という。本件ウェブサイトでは、本件表現活動1の生中継時に本件生中継動画を配信・公開した後、本件録画についても配信・公開できる仕組みとなっている。）が掲載される本件ウェブページ1には、本件生中継動画のほかに、本件生中継行為が行われている間、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント1」という。）が掲載される。

また、本件生中継行為の終了後、本件録画が配信・公開された際には、本件コメント1は、本件ウェブページ2に移されて掲載され、同終了後にさらに不特定の者から投稿され追加されたコメント（以下「本件コメント2」といい、以下本件コメント1及び本件コメント2を併せて「本件コメント」という。）もともに掲載される。

しかしながら、本件コメント1については、本件生中継動画に付随するものとして本件生中継動画と一体となって視聴対象となったものであり、本件生中継動画の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件生中継動画を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

同様に、本件ウェブページ2における本件コメントについては、本件録画（その内容は本件生中継動画と同じものである。以下同じ。）に付随するものとして本件録画と一体となって視聴対象となったものであり、本件録画の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件録画を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

さらに、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において、ヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。

以上の点を考慮し、申出の対象が本件コメントではなく本件表現活動1ないし本件表現活動1の内容を配信・公開した行為とされている本件においては、本件表現活動2及び本件表現活動3に係る条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず、本件生中継行為及び本

件録画を本件ウェブページ2に掲載した行為についてそれぞれ検討することとした。

## 2 申出人等からの意見等

### (1) 申出人

申出人からは、条例第9条第3項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

申出人の意見は、概ね次のとおりである。

- ・大阪市内の繁華街で、ヘイトスピーチが行われた。しかも、わざわざ、例えば、英語で海外からの渡航者を含む多くの人分かるような形で表現行為を行っていたということが非常に重要だと思っている。
- ・近くの店舗に買い物に来られた韓国語を喋る方、中国語を喋る方が、沢山行き来していたが、表現活動者の掲げる横断幕あるいはプラカード等を見ながら、ぎょつとした顔をされて通り過ぎていた。
- ・大阪市内のとある中学校で、生徒の3割くらいが在日コリアンの子どもであったが、実際にヘイトスピーチを見たことがあると答えた子どもの割合はその約半数であり、多くは、大阪市内のデモや街宣を見聞きしてとても怖かった、傷ついたということである。また、何人かは、遊びに行った時に、この街宣活動を見た、あるいは聞いたと答えていた。子どもたちの感想を紹介したが、街中の繁華街で、そのような、ある属性を持っている者に対する憎悪や帰れなどといったものを連ねたヘイトスピーチが露骨に行われるということが、何を意味するのかということについて、一度考えてみて欲しい。
- ・休みの日に買い物や食事にでかけることは本来自由で楽しいものである。本件に限らず、ヘイトスピーチが社会問題になった当初のことだが、大阪市内で、はじめてヘイトスピーチ街宣を見て以降、当時小中学生だった自分の子どもを連れて大阪市内に行く際は、必ずその街宣をしていた団体のホームページ等をチェックして、その日、その場所で活動予定がないかということを確認してから外に出るようになった。
- ・本件について、条例の定めるヘイトスピーチに該当していると考えているが、繁華街でこのような露骨なヘイトスピーチが行われるということは、それによって、攻撃をされる国や地域等の属性を有している者が、自由に街を歩くという当たり前のことがしづらくなる、あるいは出来なくなるという被害を与えるものである。
- ・今回の街頭宣伝については、弁士以外の参加者について、横断幕を持

って参加している者などもいる。もちろん、個人的な心情としては参加するという意味で、許しがたいという気持ちはあるが、この条例に係る申出としては、プラカード掲示内容や発言内容等にかかわって、それを行った者を表現活動者として申出書に指摘している。現時点で、申出書に指摘をしていない参加者についてまで表現活動者として氏名公表を求めるという立場にはない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 意見書について

本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）からは、条例第9条第2項に基づき意見書が提出された。

なお、意見書の差出人名義は「運営」を名乗る者であったが、意見書の最上部に「案件番号平 28-16 について、主催者として以下、意見を致します。」との記載があるとともに、本件表現活動者の代表者自らが持参してきたものであることから、本件表現活動者の意見書として取り扱うこととした。

意見書の内容は概ね次のとおりである。

- ・本件表現活動1は、日本及び日本人等の名誉を著しく貶める発言を繰り返す韓国政府に対する抗議であり、韓国との国交断絶の世論を形成するために行ったものであり、特定個人を対象にしたものではないため、条例上のヘイトスピーチには該当しない。
- ・本件表現活動1の現場において、在日韓国・朝鮮人がスピーカーを用い大音量で妨害を行ったことは、本件表現活動1の参加者に対する挑発であり、悪質である。
- ・韓国という国家に対する批判をヘイトスピーチとして話をすり替えることは容認できるものではなく、本件表現活動1がヘイトスピーチに該当するという結果になったとしても、本件表現活動1は日本国民の韓国に対する怒りを表したものであるため、今後も止める気はない。
- ・審査会への意見等提出の窓口については、「運営」を名乗る者ではなく、本件団体代表者とする。

イ 口頭での意見陳述について

本件表現活動者からは、アの意見書の提出に加え、条例第9条第3項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

本件表現活動者の意見は、概ね次のとおりである。

- ・国のヘイトスピーチ解消法は本邦外出身者に対するヘイトスピーチに限定された法律であるが、大阪市ヘイトスピーチへの対処に

関する条例は、対象を本邦外出身者に限定しておらず日本人に対するヘイトスピーチも範疇としている。この点、国の法律を上回っているようで矛盾を感じる。

- 日本人の発言だけがヘイトスピーチだと言われる。これは完全な日本人への言論弾圧である。「外に媚びを売って、内に仇為すものは天下の賊である」、この言葉がぴったりである。
- 在日韓国・朝鮮人は、我々が拉致被害者帰国を求めるデモをやっても妨害してくる。我々はデモに際して許可を取り、法律に則って行ったにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人は無許可かつ大音量でがなり立て妨害するがお咎めがない。これ自体を取り締まるべきではないか。自分の意見があるならば、同じように許可をとってすればいい。
- 我々は拉致被害者帰国について、十数年も前から毎週街頭に立って署名活動を訴えてきた。努力して署名を集めているのに、在日韓国・朝鮮人が中止とその場からの退去を求めてくる。
- 日韓断交はひとつの意見であり、みんなそれぞれ意見があるが、在日韓国・朝鮮人は日韓断交は駄目だと主張する。拉致問題に特化して行っているデモや街宣でも差別に当たるので中止すべきであると主張するが、なんの差別なのか。日本人が拉致されて、日本人が日本の国で差別されている。日本人を拉致した北朝鮮の出先機関が出てきて、日本の国で差別に当たるので中止すべきであると主張する。矛盾しているのではないか。
- どの国籍の人でも日本で殺人を犯す人はいる。それでも韓国・朝鮮人以外に対しては、国籍で一括りにして出ていけとは言ったことはない。なぜしないのか。韓国・朝鮮人は犯罪や悪さをする人が多すぎるからである。一括りにされて何がおかしいのか。
- 私は身銭を切って活動している。差別やヘイトを楽しんでいると言われることもあるが、それはあたらない。日本人はおとなしい民族だ。我々が10年前から声をあげてこなければ、今頃どうなっていたか。戦後70年間、日本は朝鮮・韓国人に無茶苦茶にされてきた。
- なぜ韓国・朝鮮人が一括りにされ、国外へ退去すべきと言われるか、我々日本人が考えるのではなく、彼らが考えるべきことである。この点が、今回私の言いたい最重要点である。
- 何をもってヘイトスピーチとするのか、多くの日本国民が疑問に思っているが、誰もそれをちゃんと答えない。だから、国のヘイトスピーチ解消法も大阪市の条例も悪法であると結論付けるしかない。
- 我々の団体に規約等はない。志のある者で活動し実体もあったが、現在はほとんど活動しておらず、当時のメンバーはみな別の団体

に所属している。平成 28 年当時は私が代表を務めていた。

- 本件で発言している弁士らはみな当時の構成員である。昔は様々な団体をひとつにまとめて活動していたが、またこの団体の名で活動しようというかたちになった。
- 当時、同時生中継はしばしば行っていた。その理由は、皆に真実を知ってほしいからで、編集は一切していない。相手側は編集を行うが、我々は日本人として不利になっても、自分のやったこととして受け入れるという意味で生放送を行った。
- 同時生中継へのコメントについて、街宣活動中に自身が確認できる状況ではない。後からコメントを見ることはある。コメントを見ると、日本人のサイレントマジョリティーがいかにか多いということがわかる。そういう部分でやはり、日本人の気持ちを代弁できるのは我々ぐらいしかいないと思ってやっている。活動は、お金をもらってやっているわけではない。同じ日本人から賛同されなかったらやる意味がない。
- 騒音で聞こえないかもしれないが、相手方は日本人への侮蔑的な表現とともにその場からの退去を求める発言をしているのが現場にいる者には聞こえる。コメントの侮蔑性を問うなら相手方に問うてほしい。コメントはサイレントマジョリティーの日本人が書いたもので、我々が書いたものではない。消す必要はないと考えている。過激なコメントだという理由で削除することはない。相手方は自分たちが発した発言を隠すように動画を編集することもある。
- コメント投稿者については誰なのかほとんどわからないし、知らない人ばかりである。「ようやってくれた」とそういうコメントが多く、自らは行動できないけれども、溜飲が下がるという意味で投稿しているのだと思う。

### 3 本件表現活動の条例第 5 条第 1 項各号該当性について

#### (1) 本件表現活動 1 について

本件表現活動 1 に係る各行為のうち、本件表現活動 1 が大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、大阪市内において行われているといえることから、本件表現活動 1 は条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当する。

#### (2) 本件表現活動 2 について

本件表現活動 2 は、本件表現活動 1 の実施場所において、撮影等、生中継を実現するための何らかの行為を行っていることは本件動画から明らかなので、大阪市内において行われているといえることから、本件表現活動 2 は条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当する。

#### (3) 本件表現活動 3 について

本件ウェブサイトでは、本件ウェブサイトにおいて生中継動画として配信した内容についてしか録画を配信・公開することはできない仕組みであること、また、後述4(5)に記載のとおり、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件録画をインターネット上で公開する本件表現活動3は大阪市内で行われたヘイトスピーチの内容を大阪市内に拡散するものであり、条例第5条第1項第2号イに該当する。

#### 4 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

##### (1) 本件表現活動1の概観

本件表現活動1においては、次のアからクの事実が確認できる。

- ア 日韓の歴史認識の相違という政治的問題を想起させながらも、その一方で、在日韓国人一般について、日本社会の治安をかく乱し劣化させる存在ととらえた表現がなされている。
- イ 韓国政府の対日本外交を恐喝外交ととらえる政治的意見を述べつつも、結局は、侮蔑的な表現を用いて在日韓国人一般を貶めている。
- ウ 一部の在日韓国・朝鮮人が引き起こした犯罪を話の導入部としながらも、最後は、犯罪率が高いことを理由に、在日韓国・朝鮮人一般を指し、日本から退去を求めることについて言及している。
- エ ウとは別の場面において、やはり、在日韓国・朝鮮人が起こした犯罪を複数指摘することを導入部としつつも、最後は、犯罪率が高いことを理由に、すべての在日韓国・朝鮮人が犯罪を犯すと受け取れる発言を行っている。
- オ 本件表現活動者の面前で本件表現活動1の実施に反対を唱えている者らを指して、単に暴れているとされた人間に関する人種・民族性の指摘を超えて、在日韓国・朝鮮人とは一般的に暴れるものだとする表現を用いている。
- カ 本件表現活動1の締めくくりには、本件表現活動1で示されたテーマであって、本件表現活動1中繰り返し唱えられた韓国に否定的な感情を持っている旨の表現を英語も用いて再度繰り返し、退去を繰り返し求めている。
- キ 本件表現活動1は、韓国に否定的な感情を持っている旨のテーマを掲げ、韓国の対日外交姿勢を反日的と指摘した上で、そのような韓国とは国交を断つべきであるという主張についても述べているとともに、日本と韓国の間政治的な事件や問題についての言及も多くなされているが、それら政治的意見などの部分を含め、韓国や韓国人を積極的

に評価する部分はおよそ見当たらず、韓国や韓国人については一貫して消極的に評価し、本件表現活動1の内容を視聴する者の、韓国や韓国人に対する評価を低下させようとする言動が繰り返されている。

ク 上記アからキまでは、いずれもマイクを通じて拡声されており、多くが、不特定多数の者等に対して訴えかけるような口調で行われている。これらを踏まえ、本件表現活動1について、条例第2条第1項各号への該当性を検討する。

(2) 本件表現活動1の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1では、(1)のウ及びカに記載したとおり、日本からの退去を求める旨の表現がなされている。

これらは、本件表現活動1が、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除すること又は日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人が享受すべき基本的人権である、居住移転の自由を制限することを目的とするものであることを明確に表したものと認められる。

なお、(1)のカにおける退去を求める旨の表現の目的についてであるが、(1)のウに記載した表現をはじめとする本件表現活動1全般の内容（特に、(1)のア、イ、エ、オ及びキにおいて、韓国の政府や政府機関ではなく、在日韓国・朝鮮人一般を標的とした表現が認められる。）を総合的に勘案すると、退去を求める対象を韓国の政府や政府機関に限る趣旨ではなく、人としての在日韓国・朝鮮人を含めて、日本社会からの退去を求める目的であると判断した。

また、本件表現活動1では、(1)のアからクまでに記載したとおり、韓国人の犯罪率が高く、日本社会の治安を乱す存在であり、日本から排除すべきである等の表現がなされるとともに、いずれもマイクを通じて拡声されており、多くが、不特定多数の者に対して訴えかけるような口調で行われている。

これらの表現の内容及び態様からは、当該訴えの内容を視聴する者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められるので、少なくとも、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的として行われたものであることが、明らかに認められる。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(3) 本件表現活動1の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象



者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要があるが、本件表現活動1では、(1)のアからオまで及びキに記載したとおり、在日韓国・朝鮮人一般について、欲張りなどで、すべての在日韓国・朝鮮人が犯罪を犯すかのような表現がなされているなど、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し、若しくは誹謗中傷するものであることは明らかである。

なお、(1)のウ及びエについては、韓国・朝鮮人が起こしたと報道された犯罪や、「犯罪率」という文言を用いて立論をしていることは認められるものの、「犯罪率」に関する具体的な数値の摘示は見いだせない。本審査会の把握している、本件表現活動1がなされた時点で確認しうる最新の資料であると考えられる警察庁の平成24年犯罪統計書の数値では、韓国・朝鮮人の検挙人員は、刑法犯全体を見ても、さらに、短期滞在者などを含めても、3千人強に過ぎない。それなのに、そのような韓国・朝鮮人の犯罪をもって、約38万人から成る特別永住者全般、あるいは、同特別永住者を含めた約53万人の在留韓国・朝鮮人（中長期在留者及び特別永住者）などに一般化して、すべての在日韓国・朝鮮人が犯罪を犯すと受け取れる表現で述べたことは、在日韓国・朝鮮人一般に関する実態とはかけ離れた不当な指摘であり、多くの在日韓国・朝鮮人の人格を根拠なく攻撃しているといえる。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(4) 本件表現活動1の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する道路上で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(5) 小括

以上より、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

5 本件表現活動2及び本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2及び本件表現活動3の条例第2条第1項第1号及び第2号該当性について

本件表現活動2では、本件表現活動1の内容を生中継動画により配信・公開しており、本件表現活動3では、本件表現活動1の内容を、大阪市内に拡散している。

したがって、本件表現活動2及び本件表現活動3は、その目的及び表現の内容について、本件表現活動1と同様であると認められるから、条例第

2条第1項第1号ア、イ及びウ並びに第2号アのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動2及び本件表現活動3の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2では、次の事実が確認できる。

- ・本件ウェブページ1において本件生中継行為を行うに当たり、表現活動者がツイッターにより、視聴を呼び掛けるなどしているとともに、本件表現活動1に批判的な立場から投稿が行われているインターネット上の他のウェブページにおいて、本件表現活動1が開始された直後に、本件生中継行為が開始された旨の書き込みが認められること
- ・申出人からの申出を受けた大阪市長の補助組織である大阪市市民局において平成28年8月5日に確認した本件ウェブページ2の内容からは、本件コメント1においては、50個を超えるアカウントからコメントが寄せられていたことがわかるとともに、本件ウェブページ2には同日時点でコメント数が約900、総視聴者が約1700である旨表示されていること

これらを総合的に判断すれば、本件生中継動画は、本件生中継行為の間において、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められる。

また、本件表現活動3は、誰でも視聴することができるインターネット上の本件ウェブページ2において、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置く方法で行われたものであると認められる。

よって、本件表現活動2及び本件表現活動3は条例第2条第1項第3号に該当する。

(3) 小括

以上より、本件表現活動2及び本件表現活動3はヘイトスピーチに該当する。

(4) 本件コメントと本件表現活動2及び本件表現活動3の関係性並びに本件表現活動2及び本件表現活動3への影響について

上記のとおり、本件表現活動2及び本件表現活動3はヘイトスピーチに該当すると判断できるものの、本件コメントと本件表現活動2及び本件表現活動3の関係性並びに本件コメントが本件表現活動2及び本件表現活動3へ与える影響に鑑みると、本件表現活動2及び本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性はさらに強められるといえることから、下記に追記する。

当審査会は、すでにヘイトスピーチ該当性等について答申した別の案件（案件番号「平28-6」及び同「平28-7」）において、表現活動のう

ち不特定の者が投稿したコメントを除いた部分（以下「本体部分」という。）のヘイトスピーチ該当性についてにはわかには判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本体部分と同コメントとの関係や、同コメントによる本体部分への影響について検討をし、表現活動者が本体部分を通じて特定のコメントの投稿を誘引していると客観的に認められる場合であって、同コメントによって本体部分自体には直接表現されていない表現内容が顕在化ないし増幅していると明らかに認められる場合には、同コメントにより顕在化ないし増幅された本体部分の表現内容についてヘイトスピーチ該当性を判断することとしてきた。

こうした枠組みを踏まえて、本件表現活動2及び本件表現活動3をみた場合、本件表現活動1においては、在日韓国・朝鮮人に関して否定的な表現をした上で、その意見は間違っていないだろうと疑問形を用いて確認するような表現などがなされており、これらの表現について、本件表現活動2で本件生中継行為を行い、また、本件表現活動3で本件録画を公開することにより、本件表現活動2及び本件表現活動3は、本件生中継動画や本件録画を視聴している不特定の者からの賛同を期待するような内容を含むものとなっていること、また、本件表現活動2及び本件表現活動3では、不特定の者がコメントを自由に投稿できる仕組みの上で行われていたことから、本件表現活動者は、本件表現活動2及び本件表現活動3を通じてその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引する意図があったことが客観的に認められる。

さらには、本件表現活動者は、2(2)イに記載のとおり、「過激なコメントだという理由で削除することはない。」とも述べていることから、コメントが本件表現活動者の本件表現活動2及び本件表現活動3の趣旨や内容を踏まえつつ、さらに過激なものとなることも容認する考えのもとでコメントを誘引していることがうかがえる。

そして、本件表現活動2及び本件表現活動3は、本件コメント1のうちの、在日韓国・朝鮮人を束縛し強制的に退去させ、入国できないようにすべきであるなどの排除に関するコメントや、在日韓国・朝鮮人を、人間以外の生き物である、汚染された人である、あるいは理性をもっていないとするような侮蔑的なコメントによって、その本来の趣旨や内容が顕在化されるとともに、その程度も増幅されていることが明らかである。

したがって、本件表現活動2及び本件表現活動3は、本件生中継行為又は本件録画の掲載行為のみが行われている場合だけでもヘイトスピーチ該当性が認められるものの、本件コメントを併せて考慮した場合には、より容易にヘイトスピーチ該当性が認められるといえる。

6 条例第9条第2項に基づく意見等の提出手続及び同条第3項に基づく口頭での意見陳述に係る本件表現活動者の意見に対し、特に見解を表明すべきと考える部分に係る見解

(1) 政治的意見とヘイトスピーチの関係について

本件表現活動者は、その意見の中で、本件表現活動1は、韓国政府に対する抗議、あるいは、韓国という国家に対する批判である旨述べ、ヘイトスピーチとして話をすり替えることは容認できるものではない旨述べているが、条例は、条例第2条第1項第2号の規定を参照すればわかるように、ある特定の人種・民族に属する個人又はその個人で構成される集団の基本的人権をまったく認めないような特異な意見であればともかく、一般的には、意見の志向そのものは同一であっても、同意見を表明等する際の表現の内容や表現活動の態様によって、ヘイトスピーチに該当するものとそうでないものが分別されるような規定内容とされているところである。

政治的意見は、一般的には、民主主義社会の維持や、その健全な発展のため必要不可欠なものであるといえ、尊重を必要とするものであるが、一方で、その表現によっては、政治的意見であっても、個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることは否定できないのであるから、政治的意見や、あるいは、政治的意見と関連した意見であるからといって、それだけで直ちに、条例に基づくヘイトスピーチの認定がなされないというようなものではない。

当審査会としては、個別の案件の内容に即して、条例第11条の適用上の注意規定にも留意しながら、適切かつ慎重を旨とし、調査審議を進めているところである。

(2) 本件表現活動1に反対する立場で本件表現活動1を聴いていた在日韓国・朝鮮人こそ侮蔑的な発言をしているとの意見について

本件表現活動者は、その意見の中で、現場にいる者は、在日韓国・朝鮮人から、日本人に対する侮蔑的発言を受けている旨述べ、コメントの侮蔑性を問うならその者らに問うてほしいと主張しているが、本件録画において、本件表現活動者が指摘した侮蔑的発言が聴取できるか、改めて事務局に指示し確認させたが、本件録画の内容を聴取する限り、当該発言の存在は確認できなかった。

7 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-16

年 月 日	経 過
平成 28 年 8 月 29 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 28 年 8 月 29 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 4 月 20 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 7 月 13 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 8 月 31 日	申出人口頭意見陳述、調査審議（論点整理）
令和 元年 5 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 8 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 8 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 9 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 10 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 11 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 12 月 23 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 1 月 21 日	表現活動者から意見書の提出
令和 2 年 3 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 4 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 5 月 22 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 5 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 6 月 15 日	表現活動者口頭意見陳述、調査審議（論点整理）
令和 2 年 7 月 31 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 8 月 31 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 9 月 25 日	調査審議（答申案）
令和 2 年 10 月 7 日	調査審議（答申案）
令和 2 年 10 月 13 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）